

P.1 (名簿)

令和 7年 1月 臨時会

議事日程

令和7年1月29日 午前10時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 「議案会第17号 豊橋市議会の議決すべき事件を定める条例の一部を改正する条例」の再議について
- 第4 議案第1号 令和6年度豊橋市一般会計補正予算（第9号）
- 第5 議案第2号 令和6年度豊橋市総合動植物公園事業特別会計補正予算（第2号）
- 第6 議案第3号 令和6年度豊橋市下水道事業会計補正予算（第2号）
- 第7 報告第1号 専決処分 の報告について
(議決事項中変更について)
- 第8 報告第2号 専決処分 の報告について
(損害賠償の和解及び額の決定について)
- 第9 報告第3号 債権放棄の報告について
- 第10 報告第4号 専決処分 の報告について
(訴えの提起について)

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員 36人

小林憲生	鈴木智子
土屋祐司	井上豪史
水野 恵	山口倫世
諸井菜々子	菅谷 竜
久保大司	山田隆司
本多洋之	伊藤哲朗
石河貫治	穴戸秀樹
梅田早苗	及部克博
古池もも	山本賢太郎
近藤修司	川原元則
尾林伸治	中西光江
鈴木みさ子	斎藤 啓
星野隆輝	豊田八千代
尾崎雅輝	松崎正尚
市原享吾	小原昌子
向坂秀之	伊藤篤哉
坂柳泰光	古関充宏
田中敏一	寺本泰之

欠席議員 なし

説明のため出席した者

市長	長坂尚登	副市長	杉浦康夫
副市長	島村喜一	危機管理統括部長	中野浩二
総務部長	広地 学	財務部長	朽名栄治
企画部長	角野洋子	市民協創部長	近藤康晴
文化・スポーツ部長	田中久雄	福祉部長	本田佳之
こども未来部長	芳賀信明	健康部長	撫井賀代
環境部長	種井直樹	産業部長	山本誠二
建設部長	山本高敬	都市計画部長	金子知永
総合動植物公園長	伊藤紀治	市民病院事務局長	河合博文
上下水道局長	木和田治伸	消防長	本橋由行
教育長	山西正泰	教育部長	石川和志

職務のため出席した者

事務局長	川島加恵	議事課長	前澤唯一
庶務課長	斎藤 敏	議事課長補佐	戸苺将行
議事課主査	平松悠介	議事課主査	鷲山和成
書記	鈴木達也	書記	杉浦文香

書記 岩瀬楓花
行政課長 小嶋 聡
午前10時開会

P.3 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 ただいまから豊橋市議会臨時会を開会いたします。
直ちに本日の会議を開きます。

これより日程に入ります。

日程第1. 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第84条の規定により、議長において梅田早苗議員及び鈴木みさ子議員を指名いたします。

次に、日程第2. 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日としたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

P.3 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 御異議なしと認め、そのように決定いたしました。

次に、日程第3. 「議案会第17号 豊橋市議会の議決すべき事件を定める条例の一部を改正する条例」の再議についてを議題といたします。

直ちに提案者から提案理由の説明を求めます。市長。

P.3 長坂尚登市長

○長坂尚登市長 「議案会第17号 豊橋市議会の議決すべき事件を定める条例の一部を改正する条例」の再議について御説明申し上げます。

本案は、令和6年12月豊橋市議会定例会における議案会第17号豊橋市議会の議決すべき事件を定める条例の一部を改正する条例の令和6年12月26日の議決について、議会の権限を越え、または法令に違反すると認めるので、地方自治法第176条第4項の規定に基づき、再議に付するものでございます。

再議に付する主な理由は、次の2点です。

1点目は、議決事件の対象とならないと解される事務を追加していることです。

地方自治法第96条第2項に基づき、条例により議会の議決すべきものとして定める事項には、法令が明瞭に長その他の執行機関に属する権限として規定している事項及び事柄の性質上当然に長その他の執行機関の権限と解さざるを得ない事項は含まれないと解されています。

契約の解除に関することは、法令が明瞭に長その他の執行機関に属する権限として規定している事項及び事柄の性質上当然に長その他の執行機関の権限と解さざるを得ない事項であるとのことから、議会の議決すべきものには当たりません。

そのため、議案会第17号に係る議決は、議会の権限を越えた事項について定めた議案の議決であり、また議案会第17号は法令に違反すると認めます。

2点目として、立法事実が存在しないことです。

議案会第17号には、立法の必要性を裏づける事実がなく、また条例の一般性に反するなど立法の内容の合理性を基礎づける事実がないため、立法事実が存在しません。立法事実を欠く法令は、違法・無効となりますので、議案会第17号に係る議決は、議会の権限を越えるものと認めます。

以上のように、本件議案に係る議決は議会の権限を越え、または法令に違反すると認めますので、再議に付するものでございます。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

P.3 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 これより質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許します。初めに、梅田早苗議員。

P.3 梅田早苗議員

◆梅田早苗議員 通告に従いまして、一問一答で質疑させていただきます。

1回目として、本再議の意味から考えると、契約解除においては、市長の権限において議決を得ないこととなるかと考えますが、今まで市議会に説明がなく、市長の権限で契約を解除した事例はあるか。ある場合は、その内容について伺います。

P.3 朽名栄治財務部長

○朽名栄治財務部長 契約解除後に市議会へ説明をさせていただいた事例は、これまでに1件ございます。

その内容は、令和6年9月30日付で契約を締結しました、令和6年第102号議決の明海大橋（仮称）橋梁上部工事について、令和7年1月8日付で受注者と契約の合意解除したものです。

この契約の解除理由としましては、契約締結後に予定価格が過大であったことが判明し、適正な積算により入札を実施した場合、別の事業者が落札者となる可能性があったためであります。

以上です。

P.4 梅田早苗議員

◆梅田早苗議員 お答えをいただき、今まで1回しかなかったとのことでした。そして、その事例では、損害賠償として経済的な影響が大変大きいものであると認識しております。

2回目として、契約において議論が交わされ、議決された契約が、契約が明らかに市長もしくは市の一方的な理由で解除の手続に入ることも可能となるのか。これは解除に困難が予想されることや、経済的影響が大きいことなどにおいてという意味でございますが、そのことについて伺います。

P.4 朽名栄治財務部長

◎朽名栄治財務部長 契約の解除は、市の一方的な理由であっても、法令や契約書に基づき解除することは可能です。以上です。

P.4 梅田早苗議員

◆梅田早苗議員 3回目として、今条例がなければ、今後行われる契約において、市長の権限で解除できるとなり、その権限が今まで問われなかったのは、今回のような大きい金額、明らかに経済的に影響の出る損失や事業所（関係勤労者を含む）への影響を具体的に把握しないまま解除の強行を行ったとしたら、今後の契約への決断に影響がでることから、入札希望者が消極的、また不安になるのではないかという点について伺います。

P.4 朽名栄治財務部長

◎朽名栄治財務部長 これまでも、契約の解除規定を含めた契約書を踏まえ、入札が行われておりますことから、影響はないものと認識しております。以上です。

P.4 梅田早苗議員

◆梅田早苗議員 今後の契約において影響がないとのお答え・・・

P.4 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 挙手を。梅田議員。

P.4 梅田早苗議員

◆梅田早苗議員 今後の契約において影響がないとのお答えでした。

しかし、事例が一つしかないという点でも、慎重な態度が必要ではないかと考えます。今回の契約の影響力は大変大きいものと考え、今後の契約についても影響が出るものと考え、以上で私の質疑を終わります。

P.4 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 次に、豊田八千代議員。

P.4 豊田八千代議員

◆豊田八千代議員 それでは、議長の指名に従いまして質疑させていただきます。

議案会第17号豊橋市議会の議決すべき事件を定める条例の一部を改正する条例について、以下質疑させていただきます。質疑につきましては、一問一答でお願いいたします。

質疑1、本条例案は12月26日、定例会最終日に突如提出されたもので、本来なら条例案を提出する場合は、時間をかけて十分精査し、出されることが必要であると考えますが、当局の見解についてお聞かせいただきたいと思ひます。

P.4 広地学総務部長

◎広地学総務部長 本条例案は議員提案条例でございますので、その成立過程について見解を申し述べることは適当でないと考えております。以上です。

P.4 豊田八千代議員

◆豊田八千代議員 そのとおりだということになっておりますので、取りあえず失礼ですが、事の問題については大変大きい問題と思ひますので、お答えについては分かりました。

次に、2点目についてお聞かせいただきたいと思ひます。

再議書3ページ下から6行目、契約の解除は、法第96条第2項の「議会の議決すべきもの」に当たらずと断定する根拠についてお聞かせいただきたいと思ひます。

P.4 広地学総務部長

◎広地学総務部長 再議書に記載のとおり、国の通知等を参考に、契約の解除は議会の議決すべきものには当たらないというように認め、判断したものでございます。

以上です。

P.4 豊田八千代議員

◆豊田八千代議員 二つ目の質疑については、理解させていただきました。再議書を熟読させていただきました。大変きちんと理路整然とした再議書でございましたので、二つ目については分かりました。

次に、3点目について、三つ目、お願いいたします。

去る1月7日、この条例案について、本市への意見書が提出されたと伺ひいたしますが、その内容についてどのように検討してみえたのかお聞かせいただきたいと思ひます。

P.5 広地学総務部長

◎広地学総務部長 すみません。質疑の趣旨を確認させていただきたいのですが、今、豊田議員の御質疑ですと、1月7日・・・
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

P.5 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 議事進行、斎藤議員。

P.5 斎藤啓議員

◆齋藤啓議員 質問の趣旨の確認の許可を得てから、質問の趣旨をおっしゃってください。議長において整理をお願いします。

P.5 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 趣旨確認を認めます。

P.5 広地学総務部長

◎広地学総務部長 申し訳ございませんでした。許可を得ずに発言をしてしまいました。

豊田議員の今の御質疑の中で、1月7日に本市に意見書が提出されたというお話ですけれども、もう少し丁寧に誰から出されたのかだとか、その辺りのことを少し、間違った答弁をすといけないものですから確認をさせていただきます。

P.5 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 豊田議員に申し上げます。通告に従って、丁寧に再度質疑をお願いいたします。豊田議員。

P.5 豊田八千代議員

◆豊田八千代議員 それでは、去る1月9日です。日にちをまず、ごめんなさい、間違えました。

それで、意見書につきましては、南山大学の法学関係者の榊原教授でございます。その方から1月9日、本市へこの条例に対しての意見書が提出されたと側聞いたしました。

その内容について、当局におきましては十分精査されたと思いますが、その点についての見解と申しますか、その意見書についての考え方についてお聞かせいただきたいと思います。

以上です。

P.5 広地学総務部長

◎広地学総務部長 今、豊田議員がおっしゃるように1月9日に本市に対して、市民の方から、法学関係者の方が書かれた書面だということで頂いたのは事実でございます。もっとも、こちらの書面につきましては、公表されているか分からないものでございまして、著作権等の問題もございまして、その内容についてはお答えのほうをしかねます。

以上でございます。

P.5 豊田八千代議員

◆豊田八千代議員 1回目の御答弁をいただきました。私もこの間、いろいろな方から、この問題についてはいろいろ御教授をいただいてまいりました。南山大学の榊原先生からの御意見も賜ってまいりました。

それで、意見書を出されたということも側聞するわけですが、この問題については、総務省のいろいろな過去の問題について調べた結果、こういう問題はほとんど出されていない。いわゆる契約解除に対する、この条例ですが、それがまず一つ目。その点について著作権の問題もあるとおっしゃいましたが、いわゆるその考え方ですね、意見。

それから2点目でございます。もう一つ同時に、この問題は、やはり全国の自治体関係者、また市長関係者の方々にとっては、大変大きな問題だということに私は認識しております。

それで、この問題について総務省に意見を求められたかどうか、お聞かせいただきたいと思います。その2点についてお聞かせいただきたいと思ます。

P.5 広地学総務部長

◎広地学総務部長 すみません。趣旨の確認をさせていただいてよろしいでしょうか。

P.5 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 はい。趣旨確認を許します。

P.5 広地学総務部長

◎広地学総務部長 すみません。今、2点だったので、ちょっと一問一答なので一問ずつに分けてまずいただきたいのと、ちょっと一点目がよく分からなかったで、もう一度質疑いただけますでしょうか。

P.5 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 では、一問一答にて明快をお願いいたします。豊田議員。

P.5 豊田八千代議員

◆豊田八千代議員 分かりました。

一問一答ということでお願いしましたので、2点目の二つ目の質疑でございますが、総務省の関係で、このような解除に対する条例案を全国の自治体が出しているということについては、見当たらないということでございます。その点については、本市が初めてということなのかというように思いますが、その点についてどのようにお考えになるかお聞かせください。

P.5 広地学総務部長

◎広地学総務部長 本市としても、他の自治体の条例等を全て把握しているものではございません。

以上です。

P.6 豊田八千代議員

◆豊田八千代議員 分かりました。

それでは、3回目の質疑でございます。

この問題につきまして、日本全国の自治体の関係の方のいろいろな意見があると思うのですが、この問題について、豊橋市は総務省に意見を求められたでしょうか。その一点をお聞かせください。

P.6 広地学総務部長

◎広地学総務部長 総務省に意見は求めておりません。
以上です。

P.6 豊田八千代議員

◆豊田八千代議員 お答えですと、意見を求めてみえないということでございますので、やはりこの条例案については、本市だけの問題ではないというように私は認識いたしますので、いわゆる全国のいろいろな自治体について総務省は検討してみえると思っておりますので、ぜひ意見を求めていただきたいということを期待いたしまして、私の質疑を終わります。
以上です。

P.6 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 次に、菅谷 竜議員。

P.6 菅谷竜議員

◆菅谷竜議員 新しい豊橋の菅谷 竜です。再議書、議案会第17号豊橋市議会の議決すべき事件を定める条例の一部を改正する条例について、一問一答方式で何点が伺います。
自治法の第96条の普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならないとあります。次に掲げる事件とは、1、条例を設け又は改廃すること。2、予算を定めること。3、決算を認定することなど、15項目の記載があります。第2項には、前項に定めるものを除くほか、普通地方公共団体は、条例で普通地方公共団体に関する事件（法定受託事務に係るものにあつては、国の安全に関する事その他の事由により議会の議決すべきものとする）が適当でないものとして政令で定めるものを除く。）につき議会の議決すべきものを定めることができるとあります。議決すべきものを、市長の解除について議決をするという条例の改正はできるのかできないのか、今回焦点となっております。
条例の制定、改廃などがあれば、一般的には地方自治法第16条に基づき、条例の公布をしますが、今回は議会の権限を越え、または法令に違反すると認めると市は判断しております。
そこで、地方自治法第16条第2項に規定されている条例の公布について、再議に付した後に議会で再度可決した場合に県への審査申立てやその後の裁判などが考えられるが、この場合、条例は公布しないという理解でよいのか、市の認識を伺います。

P.6 広地学総務部長

◎広地学総務部長 地方自治法第16条第2項には、普通地方公共団体の長は、前項の規定により条例の送付を受けた場合は、その日から20日以内にこれを公布しなければならない。ただし、再議その他の措置を講じた場合は、この限りでないとして規定されております。
制度上、県知事への審査の申立てや裁判所への出訴は、その他の措置であることと解されることから、条例の公布義務は有しないものと考えております。
以上です。

P.6 菅谷竜議員

◆菅谷竜議員 お答えいただきました。もちろん市長判断でどうなるかわかりませんが、今回実際に再議までいって、その後県知事への申立て、もしくはその後、訴訟ということも考えられるのですけれども、そういった期間中の公布義務はないと考えていると理解いたしました。
続きまして、再議書を見ますと、様々な書籍の引用とかがあります。私もいろいろな書籍を読みまして、探しまして、なかなかはっきりこの第96条の第2項について、市長の解除について議決をすべきことができるのかとか、できないとあって非常に少ない中で、奇跡的にはっきりと書かれた書籍を発見しました。これ、議長にお許しいただきましたので、使用させていただきます。
また、こちらの出典が、議員・職員のための議会運営の実際11巻、編著者、地方議会研究会、代表者、野村 稔、発行所、株式会社自治日報社様に、本日議会で使用することの承諾を得ましたので紹介させていただきます。こちら、ちょっと読ませさせていただきます。
出典、議員・職員のための議会運営の実際11、編著者、地方議会研究会、代表者、野村 稔、発行、株式会社自治日報社、57ページ、58ページから抜粋しました。右上から、議員、契約を解除するときは、議会の議決を要するののかという質問に対してです。助言者、地方自治法は一定の金額（契約条例で定める金額）以上の契約をすることを議会の議決対象としていますが、契約の解除については規定していません。契約の締結を議決の対象にしているのは、当該団体の財政へ大きな影響を及ぼすため慎重を期すことにしているからです。このような影響は契約を締結することにより発生します。これに対し、契約の解除は契約内容の変更でないこと、また当該団体の財政へ影響を生じないことから、議会の議決を必要としていません。これが57ページから58ページにかけてです。
次が大事なのですが、58ページ。議員、契約の解除を法第96条第2項の議決事件とすることができるか。助言者、地方自治法が議会の議決事件として認めているのは、一定の金額以上の契約の締結であり、契約の解除は長の執行権の範囲としていますので、法第96条第2項の議決事件と定めることはできませんと、これ、はっきり書いてあります。市はどのような認識なのか、この件について伺います。

P.7 広地学総務部長

◎広地学総務部長 本再議書により主張しているとおり、自治法第96条第2項によって契約の解除を議決事件と定めることはできないと考えておりまして、今、菅谷議員が御紹介いただきました同書の見解も本市と同様であるというように認識をしております。
以上です。

P.7 菅谷竜議員

◆菅谷竜議員 お答えいただきました。今回の豊橋市議会の議決すべき事件を定める条例の一部を改正する条例も、法令に違反すると市は判断をしております。やはり、ここは非常に慎重になるべき議案でもありますし、私は当然、法令違反または議会の権限を越えているということで反対しましたが、前回止められなかったことを、本当に自分の無力さを痛感しました。本当に残念でありました。

ぜひとも今回のことを聞いた市議会議員の皆様、ぜひとももう一度この案件を、もう一度落ち着いて考えて審議していただければと思います。私からは以上です。

P. 7 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 次に、尾崎雅輝議員。

P. 7 尾崎雅輝議員

◆尾崎雅輝議員 一問一答で伺います。再議書の2ページには理由第1として、議決事件の対象とならないと解される事務を追加していることの理由が三つ紹介されていますが、私からはこの理由の大きい2と3から伺います。

平成24年5月1日の総務省行政課長の通知が紹介され、その中に法令が明瞭にと書かれております。国が明瞭にとっておりますが、今回の条例、再議の争点は書かれていない部分、つまり契約の解除という言葉が地方自治法第96条第1項第5号に書かれていないこと、及び行政課長通知にもその言葉が入っておらず、条例提案側、再議提案側ともに明瞭に書かれていない部分の解釈の違いで主張し合っていると受け止めております。

今回の契約の解除に関しては、それが契約に含まれていると市が解釈するのは、議決事件の対象とならないと解される事務のギリシャ数字のⅡの事務の(8)財務関係の事務に契約と書いてあるということ、また括弧書きで法第96条第1項に係るものを除くとあります。そのほかにも、これまでの判例を基にされております。

そこで、再議を提出している市側の法解釈について、詳しく聞きたいと思います。

行政課長の通知についての論点は、契約の中に契約の解除も含まれるかどうかであります。再議提案側は、法第96条第1項第5号について、一定の金額以上の契約の締結と限定しており、また契約の解除は再議書の4ページにあります理由3の補足、地方自治法第148条及び法第149条第2号から長に属する権限と解される。また、行政課長通知を根拠に、契約の解除も予算の執行に明瞭に含まれていると主張しております。

そして、契約の定義の補足として、我妻氏の定義で補っております。もし、法が明瞭にうたっているならば、我妻氏の定義は不要であると思われませんが、明瞭でないとも市も認識している証拠ではないでしょうか。

そこで、そもそも法第96条第1項第5号に書かれていないことは、市長の権限と主張されれば、別の形でも議論ができたと思いますが、挙げられた理由三つの中で議論を進めていきたいと思います。

では、質疑の一つ目ですが、市は国が明瞭にうたっている部分について、どのように認識、解釈をしているのかを伺います。

P. 7 広地学総務部長

◎広地学総務部長 例えば、地方自治法第102条第4項が、臨時会に付議すべき事件は、普通地方公共団体の長があらかじめこれを告示しなければならないと規定しており、このような事項が、本件通知という法令が明瞭に長その他の執行機関に属する権限として規定している事項であるというように認識しております。

契約の解除につきましては、地方自治法第148条及び第149条第2号の規定から、法令が明瞭に長その他の執行機関に属する権限として規定している事項でもあると言えますし、事柄の性質上当然に長その他の執行機関の権限と解さざるを得ない事項でもあるというように言えます。

以上でございます。

P. 8 尾崎雅輝議員

◆尾崎雅輝議員 地方自治法第102条第4項の例を出していただいて、これは明瞭に、明らかに書かれているものと認識しているということでございます。一方、契約の解除については、やはり解釈の範囲であるという御答弁だったのだと思います。

次に、再議書4ページの長に属する権限として規定している事項から伺ってまいります。

条例提案側は、契約の締結も、契約の解除もひとしく住民の利害や自治体の財政等に重要な影響を及ぼす。つまり、重要な経済行為であり、住民の利益を保障、住民の意思に基づいて適正に処理が期されるということであると思っておりますが、そのことから同じ重みといった表現をしておりますが、市側から同じ重みということに対する反駁を、福岡県と京都市の行政実例を例にしております。7ページの下段にあります。

そして、元の状態に戻すにすぎない、これは昭和26年の例ですが、1億、2億の工事の契約ではなくて、230億の大きな契約で、例えばですけれども、230億の大きな契約であり、損失補償も想定され、元の状態に戻すことや法律関係が継続する契約とは違うという事例では、根拠としては弱いように思われます。

ただ、8ページの上段で、文理上の契約の解除は、契約を締結するということに含まれないと実務提要で補っている点においては、そのとおりであると私も理解しております。この点を、理由第1の議決事件の対象とならないと解される事務を追加することの理由に挙げれば、主張が強固されるものだと考えております。

今回の再議の理由、全体を通して、なぜ契約の解除が議決事項から除かれているのかが書かれている、書かれていないの議論ではなく、根本的に議論されていない点が、一つ問題であるように感じております。市としては、契約の解除は議決事項から除かれていると考えられるから、首長の専らの権限だと主張するだけでなく、その背景について主張すべきと私は考えます。

再議書4ページ、5ページには、趣旨にそって議会在長、少し飛ばしますが、長の契約締結に対して関与できるのは、法が特に許した範囲に限定されるものであって、それ以外の部分については、もともと長その他の執行機関の権限でありの論拠を支える例として、契約の金額を下回る問いに対しての実務提要の回答を使い、自治法の基準からその範囲外であると判断されるものを条例によって取り込む結果となるような行為は、明確に自治法の趣旨に反することと解されますと引用しており、重要な経済行為に当たる一定の契約の締結についての基準の修正でさえ認められていないといった点については、論拠としては理解できます。

ただ、それ以外の部分については、もともと長その他の執行機関の権限であり、中略、十分適正な執行ができ得るという点において、市がもともと長の権限をどのように受け止めているか。この点について、考えを伺います。

P. 8 長坂尚登市長

◎長坂尚登市長 趣旨確認をさせていただきます。

P. 8 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 認めます。

P. 8 長坂尚登市長

◎長坂尚登市長 今、御質疑の中で230億円というようなお話がございまして、本再議書の中には、そのようなお話は載っていないわけでございます。現行のというか、この条例改正前の、この議会の議決事項にするものというのが1億5,000万以上の工事などの契約という話で、さきの12月定例会でこの金額を2億2,500万円に上げたいですよという改正案、これは市側から提出をさせていただきまして、それについては議会の可決をいただいておりますということで、ごめんなさい、1億5,000万とか2億2,500万円という話は分かるのですが、230億という話が何の話かちょっとよく分からないので、その点、確認をさせていただきます。

P.8 尾崎雅輝議員

◆尾崎雅輝議員 この230億については、大きな契約の一つの例として挙げさせてもらいました。これはまさにアリーナのことでありますが、歴史的にこの昭和26年の例を出されておりましたので、その当時の契約内容ですとか、種類というか、などはまた違うといった例として挙げさせていただきました。

P.9 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 尾崎議員、質疑に戻って。よろしいですか。アリーナのことだと思います。

P.9 尾崎雅輝議員

◆尾崎雅輝議員 趣旨が、もし確認できていけば。

P.9 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 答弁を求めます。総務部長。

P.9 広地学総務部長

◎広地学総務部長 もともと長の権限をどのように受け止めているのかという御質疑に対して、御答弁をさせていただきます。地方自治制度研究会編集の地方財務実務提要第1巻によれば、議会が議決すべき事項は原則として、地方自治法第96条第1項各号に列挙されている15項目に該当する場合だけであり、これ以外の事項については、原則として長その他の執行機関がこれを行うこととされていますと述べられております。その理由につきましては、執行機関たる長も議会の構成員たる議員とともに、住民から直接選挙される現行制度の下、長と議会の責任を有する範囲を明確にしておく必要があるところから、議会が長の事務の執行について関与することのできる事項については、あらかじめ法定しておき、議会と長との責任分担の明確化を図っているものと認識しております。以上です。

P.9 尾崎雅輝議員

◆尾崎雅輝議員 もともと長の権限について、市の考えを少し深く聞くことができました。私は今回の再議と12月定例会でのこの議案は、首長権限と議会権限の均衡について問われており、日本国憲法上の二元代表制の首長、議員の選挙制度の存在が根本であると考えております。この辺りの議論がなければ、文理上の解釈の違いになってしまい、両者の考えは平行線のままになってしまうように思われます。違法かどうかの判断は司法に委ねられると考えますが、違法であるという行政判断の理由としては、もう少し加えていただきたい部分もありましたが、おおむね理解できるものと御認識しております。以上で私の質疑を終わります。

P.9 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 次に、土屋祐司議員。

P.9 土屋祐司議員

◆土屋祐司議員 通告に従いまして、議案会第17号豊橋市議会の議決すべき事件を定める条例の一部を改正する条例の再議について、一問一答にて質疑をさせていただきます。再議書の6ページ、第2、立法事実が存在しないことについてお伺いをいたします。立法事実とは、憲法上保障された国民の自由を制限するような法令、条例等を含みますに対して、その制限が誰にもやむを得ないと思わざるを得ない制限の必要性を裏づける証拠となる事実、これを指すものだとして認識をいたしております。立法事実について、市の認識がこれと同じなのかお伺いをいたします。すみません、立ったまま進めさせていただきます。

P.9 広地学総務部長

◎広地学総務部長 再議書でお示しをしている文献では、立法事実とは政省令や条例など、あらゆる法令で求められるものであり、法を支える事実、法の合理性を支える事実とも言いますが、と法的価値判断の基礎となる社会的事実・理論及び科学的事実・理論の一般、立法を支え、それを維持するだけの社会的な事実や法則、社会的な暗黙の合意などと説明をされております。以上です。

P.9 土屋祐司議員

◆土屋祐司議員 再議書の中に出てくる立法事実という語は、憲法学から来た用語で、なぜ立法事実がないと違憲なのかと言えば、憲法というものが国民の人権を一般法から守るものだからと考えています。

再議書では、法令が国民の憲法上保障された自由を制限するものであれば、立法事実がない場合には違憲になるという趣旨のことを、再議書6ページ、第2、1、立法事実の概要の中で、田中孝男氏の著書を引用して、法令等の予定している法的効果が国民（住民）の権利義務について具体的な影響を及ぼすようであれば、立法事実を欠くとき違憲・違法で無効となると解されると記載をされており、本件議案は、契約当事者の解除権の行使について具体的に影響を及ぼすものである。

すなわち、本件議案は、契約の相手方が憲法上認めている解除権という自由を制限するものだから立法事実がないと違憲であると主張していると理解していますが、私のこの理解でよろしいでしょうか。

P.10 広地学総務部長

◎広地学総務部長 契約の解除権は、民法等の法律の規定や、契約の内容に基づき発生するものと認識をしております。

本件議案は、これらの原因により発生した解除権を、契約当事者が行使する場合に具体的な影響を及ぼすものでございます。本件議案は、立法事実を欠いているため、違法・無効となると再議書で主張をさせていただいております。

以上です。

P.10 土屋祐司議員

◆土屋祐司議員 再議書の8ページ、4、②の(1)で、相手方が解除権を有するに至った場合においても、豊橋市議会の議決を経なければ相手方は契約を解除することができなくなると書かれております。

確かに相手側に解除権がある場合においても、議決が必要であるとすれば、相手方は国民に当たるわけですから、田中孝男氏の著書の言葉で言えば、法的効果が国民（住民）の権利義務について具体的な影響を及ぼす。すなわち、自由を制限しているようにも考えられます。

しかし、そもそも市議会とは、執行権を持つ市長の行政行為について、法令により指定された事件について市長から諮られ、その事件を審議し、議決をする市の機関であって、市の意思決定について定められた範囲での可否の判断を下す権限しか持っておりません。言い換えれば、議会の議決の及ぶ範囲は、市長に権利能力のある領域の中で指定された範囲のみです。

再議書で指摘されております相手方が解除権を有する場合については、市が契約相手方の解除権に異議を挟み込める権利能力はないわけで、市に権利のない事件について、市長が議会で議決を求め得るものではないと考えます。

よって、本議案をもって、議会が相手方の有する解除権に何ら影響を与えるものではないと理解をしております。本議案が審議されました本会議の質疑の中でも、提案議員からその旨の答弁がありました。契約上、相手方に権利があって、市側に口の挟める権利がないものについて、市長が本件議案を根拠に議会に提案できるでしょうか。当然に、市の意思決定を行う議会に対して、市の権利外のことについて提案できるはずがないと考えます。

市の権利外のことについても、市議会が意思決定できるとお考えでしょうか。市の認識をお伺いします。

P.10 広地学総務部長

◎広地学総務部長 市あるいは相手方のどちらが解除を申し出ようとも、今回の議案に係る議決は、議会の権限を越え、または法令に違反するものと認め、再議に付したものでございます。

以上です。

P.10 土屋祐司議員

◆土屋祐司議員 市の権利外のことについての市の認識はお示しただけでなかったようですけれども、市の権利外のことについて、市長が議会に対して提案することはできず、市議会が意思決定をすることはできないと考えます。

本議案は、相手方契約者を制限しようとするのではなく、法第96条第1項第5号のいうところの政令で定める基準に従った高額な契約については、より慎重に議会にも諮って決めましょうという趣旨を、解除のときにも準じるように条例で定めましょうというものです。以上のことは、本件議案に係る議決が議会の権限を越えておらず、法令に違反していないと考えることができるものです。

これで、私からの質疑を終わります。

P.10 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 次に、本多洋之議員。

P.10 本多洋之議員

◆本多洋之議員 自由民主党、本多洋之でございます。私からも一問一答にて、幾つか確認をさせていただきたいと思っております。

再議書では大きく2点、議決事件の対象とならないと解される事務を追加していること。2点目、立法事実が存在しないこと理由から、本件議案に係る議決は議会の権限を越え、または法令に違反するということでもあります。先ほど同僚の土屋議員から、立法事実が存在しないことについての質疑がありましたので、私からは議決事件の対象とならないと解される事務を追加していることについて、確認をさせていただきたいと思っております。

再議書では、再議の理由第1の2項、議決事項として追加できない事項（長の権限に専ら属する事務）について、総務省自治行政局行政課長通知、総行第68号（平成24年5月1日）に、以下これを行政通知というように言わせていただきますが、それにおいて地方自治法第96条第2項に基づき、条例により議会の議決すべきものとするところとすることができる事項には、法令が明瞭に長その他の執行機関に属する権限として規定している事項及び事柄の性質上当然に長その他の執行機関の権限と解さざるを得ない事項は含まれないと解されていることを留意事項としております。

事柄の性質上当然に長その他の執行機関の権限と解さざるを得ない事項というものは、端的に言えば執行機関の権限としか考えられないということであり、結局のところ、今回である議会の議決を経た契約を解除することというのが、事柄の性質上当然に長その他の執行機関の権限と解さざるを得ない事項なのか。ここが最大の論点であるかと思っております。

その行政課長の通知では、具体的に議決事件の対象とならないと解されるものを、ローマ数字のⅠからⅢで3種類の事務が示されておまして、その中のⅡの(8)では、財務関係の事務を挙げておまして、そこには入札・契約、給付金の支給など具体的事務の内容を例示しております。

そこで、まず1回目として、契約については、事柄の性質上当然に長その他の執行機関の権限と解さざるを得ない事項であって、議会が定めることのできる議決事件はできないものなのか。これについて市の認識をお伺いします。立ったままで。

P.11 広地学総務部長

◎広地学総務部長 再議書でお示しをしているとおり、契約については、事柄の性質上当然に長その他の執行機関の権限と解さざるを得ない事項に該当すると考えられるため、議決事件にすることはできないものと認識しております。

以上です。

P.11 本多洋之議員

◆本多洋之議員 お答えいただきました。確認をさせていただきたいのですが、ここで言う契約には、締結、変更、解除も全て含まれているということでしょうか。

P.11 広地学総務部長

◎広地学総務部長 ここで言う契約というのは、ここで言われている平成24年5月1日付の総務省の通知、総行第68号だというように思われますが、この通知における契約には、契約を締結すること、当該契約について変更契約を締結すること、並びに契約を解除することも含まれると認識しております。

以上です。

P.11 本多洋之議員

◆本多洋之議員 お答えをいただきまして、契約自体を議決事件とすることは、それは執行機関の権限としか考えられないということになって、除外されるものだとことを確認いたしました。

一番初めに、市長から契約の解除についてはというお話がありましたけれども、そもそもここまでの論点でいけば、締結も解除も全て議会の議決事件として認められることはできないということになってしまうということです。

一方で、先ほどから議論があるとおりで、自治法の第96条第1項第5号では、その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める契約を締結することについて、既に議会の議決事件に定めております。このこと自体が、首長にしかできない権限について、例外を法で認めているということになるかと思えます。

そこで、3回目として、当該法第96条第1項第5号の趣旨をどのように認識しているかを確認させていただきます。

P.11 広地学総務部長

◎広地学総務部長 再議書でお示しをしている地方自治法第96条第1項第5号が、その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める契約を締結することについて議決を要すると規定している趣旨については、平成16年6月1日の最高裁の判例で、一定の基準を越える契約を締結することは、市にとって重要な経済行為に当たるものであるから、これに関しては、住民の利益を保障するとともに、これらの事務が住民の代表の意思に基づいて適正に行われることを期することにあるとしております。

また、同じく再議書でお示しをしている地方財務実務提要でも同様の見解が示されており、本市といたしましても、法の趣旨について、これらと同様だというように考えております。

以上です。

P.11 本多洋之議員

◆本多洋之議員 お答えをいただきまして、一定の基準を越えるものの契約、締結ですけれども、それはすなわち、金額が高額であって、市にとって重要な経済行為というものは、住民の利益を保障するとともに、住民の代表の意思に基づいて適正に行われるよう慎重を期すからであるということを確認させていただきました。

本件議決に係る契約の解除についても、法の求める同一の基準により、既に議会在議決した契約のみの解除について議決事件と定めるといって、それは同じく金額が高額であって、市にとって重要な経済行為であって、住民の利益を保障するとともに、住民の代表の意思に基づいて適正に行われるよう慎重を期す、こういう必要があるというように考えております。

議会による承認の対象とすべきか否かについて、法第96条第1項第5号では、契約の締結の際には、その種類及び金額について政令で定める基準に従いという一定の条件を付して、その対象とすることを規定しており、その他については、法第96条第2項で前項に定めるものを除くほか、普通地方公共団体は、条例で普通地方公共団体に関する事件（法定受託事務に係るものにあつては、国の安全に関することその他の事由により議会の議決すべきものとする）が適当でないものとして政令で定めるものを除く。）につき議会の議決すべきものを定めることができるとして、条例による議決事件の追加については、その自主的判断を認めております。

法の趣旨に沿った契約、その解除について、議会在議決事件にするか否かは、議会の自主判断であると法が容認しているものと解釈すべきであって、特に法がそれを禁止しているものとは解することはできないと考えます。

そこで、次に再議書では、本件議案に係る議決は、議会の権限を越え、または法令に違反すると断言をされておりますが、解釈ではなく、法令違反を示す法令上の規定、条文が存在するののかについて伺います。

P.12 広地学総務部長

◎広地学総務部長 明確な法令上の規定はございませんが、現時点までの国の通知や行政実例等により解釈をした場合に、おのずと本件議案に係る議決は、議会の権限を越え、または法令に違反すると考えられるため、断言ではございませんが、認めるものという表現を使用しております。

以上です。

P.12 本多洋之議員

◆本多洋之議員 基本的には解釈であるという確認をさせていただきました。

私どもは、先日総務省に行つてまいりまして、直接、現役の自治行政局行政課の担当者の方に来てまいりました。その担当者が説明された内容は、次のとおりでございます。

自治法第96条第2項では、同条第1項に列記されたもの以外の事項について、地方議会在議決事件を定める際には、法定受託事務に係るもののうち、1、国の安全に関すること、2、その他の事由で議会の議決すべきものとして適当でないものとして政令で定めるもの以外は、自由に議決事件と定めることができる旨を規定している。法文理上は、これ以上でもこれ以下でもない。

しかし、法律に書くまでもない当たり前の前提として、従前より法解釈として慣例的に事柄の性質上、当然長その他の執行機関の権限と解さざるを得ない事項については、議決事件にできないものと解釈されており、この行政課長通知は、それらの事項として考えられるものを、当該解釈を踏まえて所管府

省から申出のあった具体的な事務について検討し、典型的に分類し、例示したものである。

また、同通知は法律の解釈として考えられるものを国の所管部局として例示したものであって、法的拘束力等の有無については裁判によって判断いただく以外にない。あくまで、法解釈として考えられるものをまとめたものにすぎない。この文章を担当者本人の前で読み上げて、この認識でいいですよと確認したら、おっしゃるとおりですとのことでありました。

改めて、我々の解釈についてお伝えをさせていただきたいと思います。

本件議決に係る契約の解除については、少額のものを対象としておらず、法の求める同一の基準により、既に議会が議決した契約のみの解除について議決事件と定めようとするものでありますから、まさに法令によって長その他の執行機関の権限に属するとされる契約からは、法があえて除外した契約に準じており、法の趣旨に沿ったものであるというように解釈しております。

契約の解除も、自治体の重要な意思決定であり、住民の利益に重大な影響を与えることから、議会による民主的なチェックの対象とすることは妥当であり、近年の地方自治体における大規模事業の中止、解除の事例の増加を踏まえると、契約解除に関する議会によるチェック機能の強化は、時代の要請であると考えております。

以上です。

P. 13 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 次に、鈴木みさ子議員。

P. 13 鈴木みさ子議員

◆鈴木みさ子議員 一問一答で4点ばかり質疑を行わせていただきたいと思います。

まず、最初に確認をさせていただきたいのですが、P F I法に基づいて締結されて議決を得た特定事業の契約も、この本条例の対象となるのか、お考えをお伺いいたします。立ったままで。

P. 13 朽名栄治財務部長

◎朽名栄治財務部長 P F I法に基づき議決を経た契約の解除は、本条例のその他の法令に当たると思われますので、市としましても本条例の対象になるものと認識しております。

以上です。

P. 13 鈴木みさ子議員

◆鈴木みさ子議員 政令で定める基準に該当するものを締結する場合には、議会の議決を得なければならないというP F I法第12条により締結された特定事業も、本条例に示されたその他の法令に該当すると考えられるということで、まず確認をさせていただきました。

では、次に立法事実について伺いたいと思います。

再議書の8ページから9ページにかけて、本件議案によれば、相手方が解除権を有するに至った場合においても、豊橋市議会の議決を得なければ相手方は契約を解除することができなくなる。この点について提案議員の側からは、今回の条例は、解約の意思表示をする市長があらかじめ議会の了承を得ることになるので、先ほど土屋議員の質疑の中でもありましたけれども、契約の相手方に何ら影響はないというように考えている旨の発言があったというようにあります。

そこで、本件議案の条例が対象とするのは、契約当事者双方に及ぶというその理由と、具体的に生ずる問題点についてお伺いをいたします。

P. 13 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 答弁を求めます。

暫時休憩します。

午前11時9分休憩

午前11時10分再開

P. 13 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 質疑前に引き続き、会議を再開いたします。

総務部長。

P. 13 広地学総務部長

◎広地学総務部長 契約の解除を議決事件とした場合に生じる課題ということでよろしかったでしょうかね、かと思っております。

P. 13 鈴木みさ子議員

◆鈴木みさ子議員 相手方に・・・

P. 13 広地学総務部長

◎広地学総務部長 すみません。趣旨の確認をさせていただきます。

P. 13 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 趣旨の確認を認めます。

P. 13 広地学総務部長

◎広地学総務部長 ありがとうございます。質疑をもう一度確認をしたいのですが、契約の解除を議決事件とした場合に、相手方にどのような問題が生じるかという質疑でよかったのかどうか確認をさせていただきます。

P. 13 鈴木みさ子議員

◆鈴木みさ子議員 前段は、この条例が市側だけでなく、相手側が解除権を有するよう規定されているということで、議会の議決を得なければ相手方は契約を解除することができなくなる。この点、先ほども相手方には何ら影響はないというように考えているという提案者議員からの発言があった。このことは再議書にも書いてありますけれども、実際に契約者の当事者双方に契約の影響が及ぶ場合に、具体的にどのような問題点が生ずるかということについてお伺いしたいと思います。

P. 13 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 趣旨の確認はよろしかったですか。
鈴木議員にもう一度質疑を明快にしていただけるように、質疑の再開を求めます。鈴木議員。

P. 13 鈴木みさ子議員

◆鈴木みさ子議員 それでは、再度質疑をし直します。
最初から言いますと、再議書の中に、本件議案によれば、相手方が解除権を有するに至った場合においても、豊橋市議会の議決を得なければ相手方は契約を解除することができなくなる。この点、提案議員からは、今回の条例は、解約する意思表示をする市長が、あらかじめ議会の了解を得ることになるので、契約の相手方に何ら影響はないというように考えている旨の発言があったというようにあります。
そこで、本件議案の条例が対象とするのは、契約者、当事者双方に及ぶという理由、具体的に生ずる問題点についてお伺いをいたします。

P. 14 広地学総務部長

◎広地学総務部長 本件議案であります議案会第17号の条文上の文理上の解釈でいきますと、市及び事業者と双方の解除権に影響を与えるものだというように考えております。
その問題点と考えられるのは、例えば事業者側が解除権を行使するに至った場合においても、議決を得なければ契約を解除することができなくなるという問題が考えられます。
以上です。

P. 14 鈴木みさ子議員

◆鈴木みさ子議員 お答えいただきました。本件条例が市側だけでなく、契約の相手方も対象としていること、相手方事由による解除権行使も特定事業契約では様々な想定されておまして、その場合も契約解除に議決が必要となることから、簡単に解除ができなくなるということが考えられるといったことがあるということであったと思います。
先ほど土屋議員の質疑の中では、市の権利外のことに相手方が解除を提起した場合に、市がそれを縛るというようなことで議論がありましたけれども、むしろ逆で、契約解除の申出は相手方の事情によって申し出ることも多々あるわけです。
その場合も議決が必要であると、むしろPFI法による契約なんかを想定した場合に、一々議決が必要であるとなると、相手方の解除をむしろ複雑にしてしまうのではないかと考えています。
次に、立法の必要性について、提案議員の側からは、12月定例会で議決が必要となる契約金額が1億5,000万円から2億2,500万円に引き上げられたことで、議会の議決権限が縮小することへの対応策として、本件条例の提案である理由が説明されていたということについて、市としての考えをお伺いいたします。

P. 14 広地学総務部長

◎広地学総務部長 市といたしましては、議決対象となる契約の範囲が縮小されたものと認識をしております。
以上です。

P. 14 鈴木みさ子議員

◆鈴木みさ子議員 議会の権限が縮小されたのではなくて、議決対象となる契約の範囲が縮小されたと捉えているということで確認をさせていただきました。
次に、4番目の質疑として、先ほど尾崎議員のほうから市長の権限と契約の解除に関する質疑がありましたけれども、私のほうからも再議書の2ページで引用されている総務省通知、先ほどから出ております総行第68号という法令が明瞭に長その他の執行機関に属する権限として規定している事項に契約の解除が当たることについて、長の権限を定めた地方自治法との関連で説明をお願いいたします。

P. 14 広地学総務部長

◎広地学総務部長 地方自治法では第148条に、普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体の事務を管理し及びこれを執行すると規定し、長の担任事務として、法第149条第2項に、予算を調製し、及びこれを執行することと規定をしています。
契約の解除もこの予算を執行することであることから、再議書で引用している総務省通知、総行第68号ですけれども、にいう法令が明瞭に長その他の執行機関に属する権限として規定している事項及び事柄の性質上当然に長その他の執行機関の権限と解さざるを得ない事項であるというように考えるものでございます。
以上です。

P. 14 鈴木みさ子議員

◆鈴木みさ子議員 つまり、予算執行権は長に属する権限であって、契約解除も予算の執行に関することであるから、当然に長の権限に専ら属すると解されるということでした。
ちなみに、地方自治法の第112条では議会の議決すべき事件につき、議会に議案を提出することができるというようにありますが、ただし書で、予算についてはこの限りではないというように明確に示されております。このことと併せても、再議書が示す本条例が議会の権限を越えているという点について、理解をさせていただきました。
以上で質疑を終わります。

P. 15 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 次に、古池もも議員。

P. 15 古池もも議員

◆古池もも議員 私からは、再議書の8から9ページに書かれております相手方からの解除に関するということについて、一問一答で確認させていただきたいと思っております。

まず、解除権を有する場合にも、議決を経なければ相手方は契約を解除することができなくなるという部分についてであります。

先ほど来からのやり取りで、これは条例によって議会の権限を越えるとのことであります。これは市が意思決定できないとき、市長にもその権限がないときも、議会が議決を求めていると条文から読み取れる、そう認識されているということで間違いありません。

これを相手方が解除権を有する場合、通常、通知があった時点で契約は終了となるのが当然であります。そのような解除権を契約時に認めている議会が、契約に基づいて解除権を有する相手方に対して改めて議決を求めるといことは、考え方としてあり得ないと私は思いますけれども、この条文のどこからそのように読み取れるとお考えか、お聞きしたいと思います。

P. 15 広地学総務部長

◎広地学総務部長 本件議案の条文では、地方自治法その他の法令に基づき議会の議決を経て締結した契約に係る契約の解除に関することは、議会の議決を要するとされておりますので、議員の御指摘の場合も当然に議会の議決が必要というように解されます。

議員御指摘のとおり、相手方が解除権を持つ場合は、そもそも市側に異議を挟み込む権利はないというように認識しておりますが、条文の規定上、相手方が解除権を持つ場合について除外されておられませんので、契約当初には想定していなかった相手方の解除権の行使にまで、一方的に不合理な制約を課すことになると解さざるを得ないというように認識しております。

以上です。

P. 15 古池もも議員

◆古池もも議員 先ほどの土屋議員とのやり取りかなと思えますけれども、御答弁にもありましたけれども、法律をこの条例が越えることはできません。

だから、今おっしゃっていただいた市の解釈ですと当然無効ですし、違法となるのは当然であります。これが、ただし書があれば丁寧だと思うのですが、この当たり前のことを記載していないから違法だと読み取るのは、私は不自然な解釈であると考えています。

今回の条例は、議決事項を追加したものであり、条文の適用範囲は豊橋市が解除に関して意思決定できる場合に限られる。そういうものが自然ではないでしょうかと私は思います。

これ以上、解釈がかみ合わないと思えますから、解除権を有する場合についてはここまでとしまして、次に、市と協議の上で解約をする場合について伺いたいと思えます。

契約の中には、協議によって解約に至る場合がございます。現在は市と相手方で話し合いが行われ、結論が出てから議会へ報告を受けるという状態になっております。これが条例の公布後、話し合いのどこかの段階で議決の手順が増えるという形になると思われまます。この協議の期間が長くなる可能性はあると思うのですが、相手方から見れば、条例が施行される前と後どちらも、これは市の意思として捉えられ、条例によって変更されるのはあくまでも内部的な手続ではないかと考えますが、市の認識を伺いたいと思えます。

P. 15 広地学総務部長

◎広地学総務部長 仮に、本件議案が有効であるとしたら、契約の締結の場合と同様に、契約の解除に至る手順に議決が加わるということだということに思えます。

しかしながら、再議書でお示しをされましたとおり、本件議案は、地方自治法第96条第2項に反し、長の権限を制限することになりますので、許容されないものというように認識しております。

以上です。

P. 15 古池もも議員

◆古池もも議員 今、私がお聞きしたのは、この条例施行後の解除に関する話なので、根本的に違法だと認識されているから、こちらも許容されないということ御認識を御理解いたしました。

ただ、この契約の締結と同様で、これが内部的な手続が加わるということだけ、その内部的な手続が加わるという点は確認させていただきましたので、私からの質疑は以上とさせていただきます。

P. 15 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 次に、斎藤 啓議員。

P. 16 斎藤啓議員

◆斎藤啓議員 それでは、私からも通告に従って一問一答方式で、議案会第17号豊橋市議会の議決すべき事件を定める条例の一部を改正する条例の再議について、質疑をさせていただきたいと思っております。

法律論が続いておまして、市民の皆さんから見ても、なかなか論点が分かりにくいかなというように思うようなところもございます。しかし、私としては、今回の再議書、その再議理由を詳細に検討もさせていただいた上で、基本的にはその中身について全く同意をするところであるということ、討論の前にこの場でも、質疑に際してもそれを証明した上で、何点かお伺いしていきたいというように思っています。

とはいうものの、通告の1点目に契約の解除を議決案件とした場合の課題認識をお伺いしようと思ったのですが、これについては、もう少し詳細な、私の問題意識を含めて詳細の事柄が既にやり取りされておりますので、この1問目の問いについてはちょっと私のほうで削除させていただきたいと思えます。

2点目は、再議理由で書かれていることに関わってのことは聞きたいと思えます。

さきの12月定例会の私の提案者への質疑の中で、本条例が目指そうとしているものが地方自治法との関係でどうなのかという問いに対して、提案者の方が、法の抜け穴的なことを答弁で発言をされておりました。条例は法を上回って制定することはできません。そうした観点から見ると、もしもその法の抜

け的なものに条例で対応しようとすると、それは違法なものになる。つまり、本条例が求めるものを実現しようとすると、法改正が必要であるのではという、論理的にはそういう認識に私は立つわけでございます。市側のその点についての認識をお伺いしたいと思います。

P. 16 広地学総務部長

◎広地学総務部長 再議の理由としては、本件議案に係る議決は、議会の権限を越え、または法令に違反すると認めるものであり、国の通知や行政実例等により通常の解釈をした場合に、おのずと今齋藤議員がおっしゃるような結論が得られるものと認識をしております。

以上です。

P. 16 齋藤啓議員

◆齋藤啓議員 続いてもう一点、お伺いをいたします。

これは、本来だったら12月定例会で質疑を、提案者側にしなければならなかった事柄になるというような認識でお点でございますけれども、条例に契約の解除に関することとの表現がございます。

提案者は、しきりと自治法第96条第1項の第5号に規定をされている、契約をする際と同等の重みだと言いながら、それに対応する形で解除についても議決が必要だという理屈を述べておられます。

しかし、そうした事柄と考えて同様に考えた場合、契約の締結に議決が必要だと法では規定されているのに比べて、条例では解除に関するという表現になっているわけです。この関するものの対象について、市側はどのような認識でおられるかを伺いたいと思います。

P. 16 朽名栄治財務部長

◎朽名栄治財務部長 条例に、解除に関することとしたことについては、この条例を提案した議員が想定したものでございますので詳細は分かりかねますが、契約を解除するのみより、広い範囲が対象になるものと認識をしております。

以上です。

P. 16 齋藤啓議員

◆齋藤啓議員 先ほどの質疑の中でも、条例の対象とするものについてのそごがございました。条例が既に制定されて、再議にかけられているので制定前に戻っている状態で今議論させていただいているわけですが、条例の執行に当たる根幹の部分で、提案者の意図が全く分からないで行政が仕事をしなければならぬような状況が生まれていること自体が、大変異常な事態が生じていると私は認識をしております。

それは討論で述べさせていただきますが、今回の再議に付された条例の制定過程そのものが、議会としての役割を全く発揮できないような深刻な状況を生んでいるということが質疑の中で明らかになった。

このことを述べて、私の質疑を終わります。

P. 16 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 以上で、通告による質疑は終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

P. 16 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 質疑なしと認め、以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております本案については、会議規則第36条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

P. 17 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 御異議なしと認め、そのように決定いたしました。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。初めに、菅谷 竜議員。

〔菅谷 竜議員登壇〕

P. 17 菅谷竜議員

◆菅谷竜議員 新しい豊橋の菅谷 竜です。新しい豊橋を代表しまして、議案会第17号豊橋市議会の議決すべき事件を定める条例の一部を改正する条例について、さきの議決のとおり決定することに反対の立場で討論します。

思い起こせば、12月26日は二つの住民投票条例が提出され、一つは撤回、もう一つは否決となり、とても残念に思います。そして、その同日に議案会第17号豊橋市議会の議決すべき事件を定める条例の一部を改正する条例が可決しました。議案会第17号豊橋市議会の議決すべき事件を定める条例の一部を改正する条例は、日にちをかけた調査、法的な審査をする十分な時間も与えられないまま、即日可決となりました。

しかし、この条例は、議会の権限を越え、または法令に違反すると認めるので、地方自治法第176条第4項の規定に基づき再議となりました。この一連の動きにより、多くの市民が振り回されたと個人的には思います。ジャーナリストの鈴木エイト氏や一部の新聞が、旧統一教会の関与があるのではないかと指摘されている家庭教育支援条例を、本市は議員提案で制定しております。今回の豊橋市議会の議決すべき事件を定める条例の一部を改正する条例も、法令に違反すると市は判断しております。はっきり言いますが、法令に違反していると判断されているものを再び可決してしまえば、恥の上塗りですよ。私はそう思います。

しかし、市民の皆様は、私たちが考えている以上にしっかり見ていると思います。もっと市議会議員として、市民の生活を改善するような、物価も非常に高騰しております。今まさに苦しい生活者や生きづらさを感じる人々を助けるような、もっとほかに力を入れて議論しなければいけないことに取り組まなければならないと私は強く思います。

今回の反対理由としては、議案会第17号は、市の判断のとおり、豊橋市議会の議決すべき事件を定める条例の一部を改正する条例は、議決事件の対象とならないと解される事務を追加していること、地方自治法第96条第2項に基づき、条例により議会の議決すべきものとする事ができる事項には、法令が

明瞭に長その他の執行機関に属する権限として規定している事項及び事柄の性質上当然に長その他の執行機関の権限と解さざるを得ない事項は含まれないと解されていること、そして立法事実が存在しないこと、さきにお見せしました議員の教科書的な書籍に、契約の解除は長の執行権の範囲としていますので、地方自治法第96条第2項の議決事件と定めることはできませんと明確に記載されています。などを踏まえ、違法性があると考えますので、反対いたします。

以上です。

P. 17 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 次に、山本賢太郎議員。

〔山本賢太郎議員登壇〕

P. 17 山本賢太郎議員

◆山本賢太郎議員 私は、自由民主党豊橋市議団を代表いたしまして、ただいま議題となっております議案会第17号豊橋市議会の議決すべき事件を定める条例の一部を改正する条例の再議について、さきの議決のとおり決定することに賛成の立場で討論をいたします。以下、その理由を述べます。

再議理由の大きく二つ、議決事件の対象とならないと解される事務を追加していること。二つ目、立法事実が存在しないこと。この二つについて、それぞれ質疑を通じて、市長の考える法解釈や認識について確認をさせていただきました。

一つ目、議決事件の対象とならないと解される事務を追加しているという点については、再議書の本件議案に係る議決は、議会の権限を越え、または法令に違反するという考えや明確な理由についても、答弁では明確な法令上の規定はなく、国の通知や行政実例等からの解釈から導いたもので、断言はできないということを確認させていただきました。

先ほど本多議員からの質疑でも、第96条第2項に基づき、法定受託事務を議決事件とする場合の考え方についての通知について、総務省自治行政課の見解を述べました。地方自治法第96条第2項の同通知は、法律の解釈として考えられるものを国の所管部局として例示したものであって、法的拘束力の有無については、裁判によって判断いただく以外にない。あくまで法解釈として考えられるものをまとめたものにすぎないとおっしゃってありました。

また、議会による承認の対象とすべきか否かについて、地方自治法第96条第1項第5号では、契約の締結の際には、その種類及び金額について政令で定める基準に従い、という一定の条件を付してその対象とすることを規定しており、その他については、地方自治法第96条第2項で、前項に定めるものを除くほか、普通地方公共団体は、条例で普通地方公共団体に関する事件（法定受託事務に係るものにあつては、国の安全に関することその他の事由により議会の議決すべきものとする）が適当でないものとして政令で定めるものを除く。）につき議会の議決すべきものを定めることができるとして、条例による議決権の追加について、その自主的判断を認めております。

以上のことから、再議書で指摘する行政課長通知、アルファベットのⅡの(8)財務関係の事務の例示、契約という箇所をもって本件議案が執行機関の権限としか考えられない権限を侵し、議会の権限を越えた事項について定めた議案であり、法令に違反するとの主張は誤った解釈であつて、本件議案会第17号は、議会の権限を越え、または法令に違反するものではないと判断します。

このことに併せ、答弁からも本議案が明確に違法であるとする判断には至らず、法解釈、見解の相違ということだけは理解をいたしました。

続きまして、二つ目、立法事実が存在しないことに関しましては、立法事実というそのものに対しても、文献から引用をして市の見解を述べられたにすぎず、我々の見解と相違があり、法解釈の違いという点においては一定理解をいたしました。

我々は、本議案は相手方契約者を制限しようとするのではなく、地方自治法第96条第1項第5号が言うところの政令で定める基準に従った高額の契約については、より慎重に議会においても諮っていくべきという趣旨を契約締結時のみならず、解除のときにも準拠することを条例で定めようというものであります。

12月定例会の討論でも申し述べましたが、地方自治法そのほかの法令に基づいて締結された重要な契約が、住民の利害や自治体の財政等に重要な影響を及ぼすものと鑑み、その契約解除の決定につきましても重要な影響を及ぼすものと考えerわけであります。

こうしたことから、改めて本件議案に係る議決が議会の権限を越えておらず、法令に違反していないと考えます。これらの理由から、本議案につきましては賛成であります。

以上、討論といたします。

P. 18 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 次に、斎藤 啓議員。

〔斎藤 啓議員登壇〕

P. 18 斎藤啓議員

◆斎藤啓議員 私からは、日本共産党豊橋市議団を代表して、さきの12月定例会で議決された議案会第17号豊橋市議会の議決すべき事件を定める条例の一部を改正する条例の再議に当たって、さきの議決どおり決定することに反対の立場から討論を行います。

難しい法律論が並んでおりましたが、そもそもこの再議というのは、地方自治法の第176条に定められているもので、市長が、議会が行った議決について意義があるときは、議会にその議決を差し戻してもう一度議決をやり直すことを求めることができるとされているものです。つまり、事柄をどう扱うかということについての市長と議会の議決の立場が違った場合に、市長はもう一回議会で再議してねということができるよう法で定めているものなのです。

しかし、今回のこの再議は、そうした見解の違いに基づくものではありません。地方自治法の第176条、先ほど述べた条文の第4項に、議会のその議決が、議会の権限を越えたり、法令に違反すると認められたときには、その理由を示して、再議に付さなければならないと定められていることに基づく特別再議というものなのです。

つまり、これは先ほど見解というような形もありましたけれども、市側として、議会の権限を越えているよ、あるいは法律に違反していると疑わしいよと、こういう重大なことが起こっている下で再議に付されているものなのだとということになるわけです。

市は再議書において、その再議理由を大きく2点、詳細については、さらに幾つか述べておられますが、その全体について、私ども日本共産党は基本的に同意をするものであり、差し戻された本条例そのものの問題と加えて、再議理由も含めて、改めて反対の立場を表明するものです。

再議の理由について、私なりの整理を行い、その中身を述べていきたいと思ひます。

一つは、議決の対象とならないと解される事務を追加していることについてです。そもそも地方自治法は、首長、豊橋におければ市長の行政運営の執行権を広く規定しております。基本的な行政の執行に当たる権限は市長にある。これが大原則ということなのです。しかし、その中で住民が、そして住民の代表である議会がやはりその中身について一定の審査を行い、決を採る。そうしなければならない事柄をあえて地方自治法の第96条で、具体的な項目を並べて規定しているものなのです。

今回の再議理由の中で、契約の解除については、議決事件の対象とならないと解される財務関係の事務に当たることから、議会の権限を越えているとされているわけです。これは、解除という行為も議会の議決が必要ということになると、相当な市長の行政執行に影響が及ぶ可能性があるからということだと考えられます。

全国市議会議長会が発行している地方議会議員ハンドブックでは、地方自治法第96条第1項の第5号で、政令で定める一定の金額以上の契約については、議会の議決を必要とする法律で定めている理由としては、契約は予算執行上の行為であるため、予算の執行権を有する長がその権限を有している。しかし、特に重要な契約の締結については、大きな財政負担となることから、議会の議決が必要とされているとしています。

それで、豊橋市議会においても、一定以上の金額の契約の、最低価格で定めているわけですが、契約の締結が住民に財政上の負担をかけることになるから議決を求めているという解釈になるわけです。一方で、契約の解除というのは、あくまでそうした財政支出を契約したときの議決によって新たに生じた財政支出をなくすものと解されることから、議決を必要とするものでない。こういう解釈になるわけです。

今日の質疑の中で、契約の解除も住民にとって重大な影響があると言われており、もちろんそれは住民の判断に基づく市側の判断としては大きな意味が持たれるということではありますが、契約の締結時におけるその重大な影響とは、主に財政的な観点から違いがあると私は思います。契約の解除に伴って生じる補償や賠償などの財政支出は、あくまでも当初の契約を議決したことに付随して生じているものであり、契約の中には大概そうした財政支出についても中身に入っているわけです。それらを執行すること自体が。それが契約の締結の時点で議決を経て承認をされているということと考えた場合に、その与える影響というのは、あくまでも契約の締結に伴って生じているものと考え、新たに必要、そこで生じる支出ではございません。

以上のことから、法令に違反するまたは議会の権限を越えるということを経由して再議に付された本条例案が議会の権限を越えたもの、あるいは法の趣旨に反するものとして、否決すべきものと考えます。

再議の第二の理由に、立法事実が存在しないことを挙げています。

立法事実とは、再議書の中で説明をされておりますが、平たく言うとなぜそういう条例が必要であるのかという根拠となる事柄、事実は何なのかということ。もう1点は、その条例によって目的が果たされたと言える合理的な事柄、事実が何かということ、この2点が立法事実というように説明をされております。

前者については、市は、条例提案者が提案理由の説明として、12月定例会で、全会一致で可決をされた議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の一部改正する条例に触れている、それを理由にしているということについて再議書では触れております。これは、議会の議決を必要とする、先ほど申し上げた地方自治法で、市長の権限があるけれども、それを越えて議会の議決が必要だよと、法で定められている事柄について、対象となる契約についての対象金額をちょっと上げて、その分、議決を必要としない契約が増えるという、そういう中身の条例改正があった事柄に当たります。

12月定例会における、再議に付されているこの条例についての私の質疑への答弁で、提案者は議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例、今の条例の改正によって、議会の議決を諮る対象となる契約の予定価格の金額、下限金額を引き上げたことを引き合いに出して、市長の専決事項の権限が大きくなり、つまり議会による議会の議決権、議会の議決の権限の範囲が縮小されたということ。それに加えて、契約の締結と契約の解除をすることの重みが同じなので、解除についても議決案件とすることとしたという趣旨の答弁をしています。

しかし、そもそも議決を諮るべき契約の金額を上げて市長の権限が強まった。これはそのとおりだと思うのですが、そのことと契約を解除するときにも議決を必要とすることにより、今度は議会の権限が強まる。これもそういうことだと思うのですが、その全く違うこの二つの事柄を、まるでパーターされることであるかのように論じており、そこは全く論理が成り立っておりません。

そうしたことから、立法の必要性を裏づける事実がないとの再議理由は、もっともなことだと考えております。

また、立法内容の合理性を基礎づける事実があるかということについて、再議理由では、契約解除に関することを議決事項に加えることによって、相手方の解除権を行使する場合でも議会の議決を必要とする。条例を読むと、そういうようになっている条例ですよ。それに除外をするというのであれば、当然12月定例会の中でも、そうした事柄が議論をされた上で、条例を正確なものにするということが、提案者側に求められていたことであるというように私は考えるわけです。

さらには、再議理由として、条例の一般性について述べておられます。一般性というのは、再議書では不特定多数の人に対して、不特定多数の場合ないし事件に適用されるべきものであるというように述べておられます。そして、再議書の再議理由の中では、12月定例会の条例制定に至る一連の事柄の経過を詳細に述べ、この条例が特定の事柄を対象にしているとしか考えることができないのではないのかということ提起しているわけです。つまり、新アリーナに伴う契約そのものをターゲットにした条例制定ではないのかということ指摘しているわけです。

今回、対象とされているその条例は、さきの12月定例会の本会議の最終日、12月26日において、自由民主党豊橋市議団、公明党豊橋市議団、まちフォーラムの3会派によって、前日の議会運営委員会で、全ての会派で確認をされていたその日の議事日程、これが全て終了した後、突然の動議がかけられて、上程をされ、その日のうちに審議を回り、採決がされるという、豊橋市議会の従来の流れから見ると、異常とも言える手順で定められたものであります。もちろん、議会規則には当然そうしたやり方が認められているものであり、そこが問われるわけではありません。

しかし、先ほどの質疑の中でも明らかになったように、法に関することも非常に重要な中身になっている本条例を、真面目に真剣に審議をした上で、詳細を詰めて制定し、その実行を図るという事柄から大きくかけ離れた制定過程であったというように私は考えざるを得ません。

地方自治法の規定に定められている地方自治体が議会で議決すべき案件に関わるものであり、法で限定的に認められている議会の権限を拡充するのでありますから、その法解釈も含めて、やはり議会として真摯に真剣に進めることが必要であったかというように思います。そうした点を踏まえ、提案者におかれましては、その議案の中身以前に、議案の取扱いの過程そのものにおいて、議会の多数を占めていることのおごりから、市長と議会の権限にまつわる事柄、法にも関わる事柄を軽々しく扱ったのではないかと。豊橋市議会において、立場は違えど36人の議員で十分な議案審査をした上で事を決めていくという、議会のあるべき姿を軽視したということについて、猛省すべきだということを厳しく指摘するものであります。この点においては・・・

〔傍聴席で拍手する者あり〕

P. 20 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 静粛にお願いいたします。

P. 20 斎藤啓議員

◆斎藤啓議員 この点においては、新アリーナ計画に反対の立場を明確にしている市民の方が私のもとに、新アリーナには賛成の立場なのですがという前置きをした上で、複数の方が12月定例会の自由民主党、公明党、まちフォーラムのあれはないという反応が返ってきていることも紹介しておきたいと思っております。

一方で、私ども日本共産党豊橋市議団は、この12月定例会での本条例に対する質疑と討論において、議会の権限を越えるか法違反の可能性が、この時点で提案する理由が曖昧であること、立法事実の有無などの重要な諸点については指摘してきたものの、条例案のほかの観点で重要であった諸点について、質疑を行うことができませんでした。

例えば、先ほどから問題にしている契約の解除に関することについての、この関するという部分が一体何を指すのかについて、今なお全く明らかになってはおりません。

また、提案議員が、条例の提案理由として掲げてきた議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の一部を改正する条例においては、12月定例会で改正があった際、本条例の施行日が来年度の頭、今年の4月1日になっているが、この条例だけは公布とともに即時施行となっている。この時期がずれている理由についても、お伺いをすることができませんでした。

これらの疑問点を先月26日の本会議で質疑できなかったことは、私の力不足であったことを市民の皆さんにはおわびをしなければならないことだと考えております。

しかし、なお本日の質疑の中でも、これらの問題について提案議員と当局の間での認識が違うということも明らかになったわけです。大変重大な問題です。どうやって市側は、この条例に基づいて行政執行を行うのでしょうか。それらは今なお解決しておらず、それもこの条例を制定すべきではないという理由に該当すると考えております。

再議理由でも指摘をされておりますように、本条例は、12月定例会で起こった一連の事柄、新アリーナ事業とその契約についての一連の事柄の一環であったと考えざるを得ない状況であります。12月定例会では、住民投票条例の制定を求める二つの議案が審議にかけられておりました。私は、立場は違えど、住民の皆さんの意思をもって事の決着をつけていくという事柄について、それが最もよい方法であるというように考え、歓迎をしておりましたが、残念ながらその条例は、アリーナを進めたい側はそれを撤回をし、議会でもう一つの条例も否決をされるに至っています。そして、その直後に突然の本条例の提案があったわけです。この一連の事柄をどう見るかという点において、私はアリーナを進めようという立場の議会の多数派の皆さんは、住民の意思を確認するという民主主義において最も大事な行為を投げ捨てて、とにかく議会で多数を持っていることから、できることをやるための条例を制定するという市民自治、住民の皆さんの意思を大事にするという立場を投げ捨ててしまったと指摘せざるを得ないと考えています。

地方自治法の第96条第2項の規定が、その議決すべき対象を自由に定めることができるとなっているわけでももちろんございません。それをどういう理由で、新たな事柄を議決の案件にするのかということについては、法律上で規定がないから何をやってもいいのだということには当然ならないわけです。そのことがどういう理由で法に違反をすることがないのか、議会の権限の範疇であるのかということとを解釈でと単純に並べて論じることは、私は適切ではないと考えております。市長の再議理由、この全体においてしっかりとした反論があったと私は思っておりません。

以上をもって、私の反対討論とさせていただきます。

〔傍聴席で拍手する者あり〕

P. 21 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 傍聴者の方に申し上げます。傍聴規則をお守りください。

次に、梅田早苗議員。

〔梅田早苗議員登壇〕

P. 21 梅田早苗議員

◆梅田早苗議員 私は公明党市議団を代表して、議案会第17号豊橋市議会の議決すべき事件を定める条例の一部を改正する条例について、さきの議決のとおり決定することに賛成の立場から討論いたします。

地方自治法第96条第1項第5号で、その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める契約を締結することと議会の議決事件として定めております。また、同じく地方自治法第96条第2項では、前項に定めるものを除くほか、普通地方公共団体は、条例で普通地方公共団体に関する事件につき議会の議決すべきものを定めることができるとあり、契約解除についても、この議会の議決すべきものとして定めることができるものとして、議員提案がされました。

それは提案理由の中にもありましたが、地方自治法その他の法令に基づいて締結された重要な契約が、住民の利害や自治体の財政等に重要な影響を及ぼすことに鑑み、その契約解除の決定につきましても、重要な影響を及ぼすものと考え、議会の議決すべき事件に指定する必要があると考えるからであります。

また、最近の契約においては、多様化、複雑化、高度化、長期化、多額化など様々な要素があり、こうした社会状況に法が取り残されているとも言えるのではないのでしょうか。

以上のような理由から、さきの議決のとおり決定することに賛成であります。

以上、討論といたします。

P. 22 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 次に、豊田八千代議員。

〔豊田八千代議員登壇〕

P. 22 豊田八千代議員

◆豊田八千代議員 私は、議案会第17号豊橋市議会の議決すべき事件を定める条例の一部を改正する条例につきまして、さきの議決のとおり決定することに反対の立場で討論いたします。

以下、理由を申し上げます。

今回、市当局から出された再議書の中で明瞭に述べている箇所、4ページ12行目、法は、普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体の事務を管理し及びこれを執行することを規定しており、また契約の解除も予算を執行することと同様に当たるとし、法令が明瞭に長その他の執行機関に属する権限として規定している事項及び事柄の性質上当然に長その他の執行機関の権限と解さざるを得ない事項であると述べ、また南山大学の榊原教授も、契約の締結と異なり、解除の場合は法令で明らかな規定を置いていないが、それは地方公共団体が解除を条例によって議決を要するか否かについて、自由に判断することと意味するものではないと述べています。

また、総務省の統計を見ても、同様なものは確認できず、契約解除を規定する条例は、豊橋市の追加議決条例が初めてとのことであります。

したがって、再議書の第3、本議案に関わる議決は、議会の権限を越え、または法令に違反するとしたことに同意し、本議案に反対いたします。

以上です。

P. 22 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 次に、古池もも議員。
〔古池もも議員登壇〕

P. 22 古池もも議員

◆古池もも議員 とよはし みんなの議会、古池ももは、議案会第17号豊橋市議会の議決すべき事件を定める条例の一部を改正する条例の再議について、さきの議決のとおり決定することに賛成の立場で討論いたします。

まず、さきの議決での態度と、今回の態度が異なることについて申し上げます。

まず12月定例会での動議で提出されたことについては、適切ではないと考えておりました。また、そのタイミングで出された理由についても、納得感が薄かったことは理由の一つであります。条例の大枠は理解できたものの、記載に問題がないかを詳細に確認する時間も不足しておりましたため、反対とさせていただきます。

今回の再議では、さきに議決したこの条例に対し、市が指摘する条例の違法性について議論し、それを基に再可決するかどうかの判断をするものであります。再議に当たり、複数の専門家に意見を伺った結果、条例が法令に違反しているとは言えず、必要性も一定認められると判断いたしました。

本件は、議決した事業の解約についてより丁寧に取り扱うために、議会に諮ってもらうことを求める内容であります。平成17年以降に本市でも始まったPFI事業など、解約後に高額な賠償金等の発生があり得る事業も増えております。今回タイミング的に、特に多目的屋内施設及び豊橋公園東側エリアの事業も含まれておるため、当然結びつけて考えるべきではありませんけれども、個別の事業と結びつけることなく考えたときに、今後本市で解約に至る事業が、後にこれだけお金がかかりますよとお示しいただく前に、きちんと議論される形になるほうがより好ましいと考えております。

今回、相手方からの解除について質疑をさせていただきましたが、解除権について除外する記載がないことが違法とされるとは考えにくく、また協議の上、解除する場合においても既に協議という縛りがかけてある中で、市の了解を取るプロセスが増えるということが、法的安定性を害するとまでは言えないと考えております。

私の解釈に基づき、法令には違反していない、必要性はあると判断させていただき、原案に賛成とさせていただきます。

以上です。

P. 23 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 次に、山田隆司議員。
〔山田隆司議員登壇〕

P. 23 山田隆司議員

◆山田隆司議員 豊橋維新の会の山田隆司です。議案会第17号豊橋市議会の議決すべき事件を定める条例の一部を改正する条例について、さきの議決のとおり決定することに反対の立場で討論いたします。

この条例案に賛成する皆様の一連の動きは、新アリーナ建設の契約解除を公約に当選した長坂市長の動きをどうにかして止めようと、なりふり構わぬ動きと有権者の皆様に受け止められかねません。豊橋市民の税金で運営される議会が、効率よく運営されるためにも、なぜ多くの時間を割いて議論された住民投票条例案を最終日に突如撤回し、夜中に極めて重要な新たな条例案を提出するのか。討論を可能な限り短くして、可決しようとしているのかと疑念を抱かれかねず、到底納税者の理解を得られるものではないと考えます。

本会議の質疑の中で何度も繰り返し、この条例案を緊急動議として審議する理由を問われましたが、結局、議論がかみ合うことはありませんでした。

また、質疑に答える中で、自由民主党の本多議員は、地方自治法には不備があるとの発言をされました。その後、不備とまでは言わないが、抜け穴があると表現を変えました。日本は法治国家です。日本中の地方自治体が、地方自治法にのっとって議会を運営しております。いかなる法的根拠を基に、あるいは法的知見をもって、このような発言をされたのでしょうか。議会運営の根拠を否定する発言だと考えます。

住民投票条例を一本化する議論の中で、いわゆる新アリーナ推進派と呼ばれる議会多数派の方々も、条例議決後60日以内の開催根拠として、新アリーナ問題は結論が長引けば、それだけ違約金が多くなるからと主張されておりました。今回の議案会第17号議案の議決により、新アリーナ問題は宙に浮き、再議、愛知県知事への審査の申立てから訴訟へと議論の場が移れば、結論を得るまでさらなる時間がかかる事態となります。新アリーナ建設問題は、住民投票によりきっちり白黒つけたらよかったですのではないですか。なぜ撤回されたのですか。勝てるか負けるか分からないから引込めたのではないかと疑念を抱く市民も少なくありません。新アリーナ建設におけるメリットとデメリットを、客観的な事実のみを市民の皆様にも広く提供し、最終的な判断は豊橋市民に委ねるべきと考えます。

以下の3点を理由として、議案会第17号豊橋市議会の議決すべき事件を定める条例の一部を改正する条例について反対いたします。

- 1、議決事件の対象とならないと解される事務を追加していること。
- 2、立法事案が存在しないこと。
- 3、法律の専門家が、議案会第17号議案は地方自治法に照らし合わせて違法であると判断していること。

昨年12月26日の採決において、自由民主党議員の中にも、本会議を退席して反対の意思表示をされた議員がいます。我々市議会議員は、それぞれが豊橋市民、有権者の負託を受けてこの場におります。自由民主党に所属していても、公明党に所属していても、まちフォーラムに所属していても、議員個人の信念に基づき賛成・反対を表明すべきと考えます。今回の・・・

〔傍聴席で拍手する者あり〕

P. 23 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 傍聴人に申し上げます。静粛に願います。
〔傍聴席で発言する者あり〕

P. 23 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 議長の命令に従わないときは、地方自治法第130条第1項の規定により退場を命じますから、念のために申し上げます。御静粛に願います。

山田議員、続けてください。

P. 23 山田隆司議員

◆山田隆司議員 今回の臨時会における再議は、豊橋市民のみならず、全国の地方自治関係者並びに地方議員が注目しております。所属会派を越えて、新アリーナの賛否を抜きに、市議会議員一人一人が、御自身の正しい判断にて採決に臨まれることを切に希望いたします。以上、反対の討論といたします。

P. 23 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 以上で通告による討論は終わりました。
ほかに討論はありませんか。
〔「進行」と呼ぶ者あり〕

P. 24 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 討論なしと認め、以上で討論を終わります。
これより本件を起立により採決いたします。
本件をさきの議決のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。
〔賛成者起立〕

P. 24 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 起立多数であります。よって、本件は、さきの議決のとおり決せられました。

P. 24 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 この際、休憩いたします。
午後0時18分休憩

午後1時再開

P. 24 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、日程第4. 議案第1号令和6年度豊橋市一般会計補正予算から、日程第6. 議案第3号令和6年度豊橋市下水道事業会計補正予算までの以上3件を一括議題といたします。

直ちに提案者から提案理由の説明を求めます。財務部長。

P. 24 朽名栄治財務部長

◎朽名栄治財務部長 補正予算案について御説明いたしますので、予算案の5ページをお願いいたします。

議案第1号令和6年度豊橋市一般会計補正予算（第9号）でございます。

第1条は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ4億6,199万7,000円を追加し、予算の総額を1,535億73万8,000円とするものでございます。

それでは、内容につきまして、補正予算説明書で御説明いたしますので、説明書の6ページ、7ページをお願いいたします。

歳出から御説明いたします。

8款土木費、1項2目幹線道路整備費及び3目交通環境保全費でございます。それぞれの説明欄に記載の各事業につきまして、国の補正予算の内示がありましたことから、工事等の進捗を図るものでございます。

4目交通安全施設等整備費でございますが、国の補正予算の内示状況等に合わせ、説明欄1(2)の(ア)自転車通行空間整備において、予算の一部を減額するとともに、(イ)自転車ネットワーク整備計画において、計画を改定するものでございます。

5項2目公園・緑地づくり費でございますが、説明欄に記載の事業につきまして、国の補正予算の内示がありましたことから、工事の進捗を図るものでございます。

以上、歳出合計としまして、4億6,199万7,000円となるものでございます。

4ページ、5ページにお戻りください。歳入でございます。

16款国庫支出金及び23款市債でございますが、歳出で御説明いたしました事業に係る財源を計上しております。

20款繰入金でございますが、財源確保により生じた一般財源の留保について、財政調整基金繰入金を減額するものでございます。

以上、歳入合計は4億6,199万7,000円となるものでございます。

それでは、予算案に戻っていただきまして、5ページをお願いいたします。

第2条は債務負担行為の補正、第3条は地方債の補正、第4条は繰越明許費の補正をお願いするものでございます。

7ページをお願いいたします。

第2表債務負担行為補正でございますが、記載の事項につきまして、限度額の変更をお願いするものでございます。

第3表地方債補正でございますが、記載の事業につきまして、起債限度額の変更をお願いするものでございます。

8ページをお願いいたします。

第4表繰越明許費補正でございますが、記載の年度内完了が困難な事業につきまして、繰越明許費の追加をお願いするものでございます。

なお、補正予算説明書の8ページには地方債調書を、10ページ、11ページには債務負担行為調書を添付しておりますので、御参照いただきたいと思います。存じます。

続いて、議案第2号令和6年度豊橋市総合動植物公園事業特別会計補正予算（第2号）について、御説明いたします。

予算案の9ページをお願いいたします。

第1条は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ5,000万円を追加し、予算の総額を21億2,921万円とするものでございます。

それでは、内容につきまして補正予算説明書で御説明いたしますので、説明書の16ページ、17ページをお願いいたします。

1款業務費、1項1目一般管理費、説明欄2. 管理運営事業費でございますが、国の補正予算の内示がありましたので、温室園路ウッドデッキ及び受変電設

備を更新するものでございます。

なお、補正の財源といたしましては、国庫支出金と市債で賄うものでございます。

それでは、予算案に戻っていただきまして、9ページをお願いいたします。

第2条は地方債の補正、第3条は繰越明許費の設定をお願いするものでございます。

10ページをお願いいたします。

第2表地方債補正でございますが、記載の事業につきまして、起債限度額の変更をお願いするものでございます。

第3表繰越明許費でございますが、記載の年度内完了が困難な事業につきまして、繰越明許費の設定をお願いするものでございます。

なお、補正予算説明書の18ページには、地方債調書を添付しておりますので、御参照いただきたいと思います。

続いて、議案第3号令和6年度豊橋市下水道事業会計補正予算（第2号）につきまして御説明いたします。

予算案の11ページをお願いいたします。

第1条は総則でございます。

第2条は、業務の予定量で、(4)主要な建設改良事業の再整備事業につきまして、5億4,400万円の増額をお願いするものでございます。

第3条は、資本的収入及び支出でございます。収入につきましては、1款1項企業債及び3項補助金として、合わせて5億2,147万6,000円の増額をお願いするものでございます。

12ページをお願いいたします。

支出につきましては、1款1項建設改良費として、5億4,400万円の増額をお願いするものでございます。

第4条は、企業債で限度額を2億5,900万円増額し、29億2,260万円とするものでございます。

資本的収入及び支出の内容につきまして、補正予算説明書で御説明いたしますので、補正予算説明書の20ページ、21ページをお願いいたします。

資本的収入から御説明いたします。

1款1項1目建設改良費等の財源に充てるための企業債及び3項1目国庫補助金につきましては、今回増額する事業の財源として、それぞれ所定の充当率及び補助率により算出した額を計上しております。

次に、資本的支出について御説明いたしますので、22ページ、23ページをお願いいたします。

1款1項3目再整備費につきましては、令和6年度の国の補正予算による内示を受け、総合地震対策事業及びストックマネジメント事業を実施するものでございます。

24ページ以降には、予定キャッシュ・フロー計算書などがございますので、御参照いただきたいと思います。

以上で、議案第1号から第3号までの説明を終わらせていただきます。よろしくをお願いいたします。

P. 25 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 質疑の通告がありますので、発言を許します。初めに、久保大司議員。

P. 25 久保大司議員

◆久保大司議員 通告に従いまして、一問一答で質疑をさせていただきます。

私からは、議案第1号、令和6年度補正予算説明書で伺います。場所は、補正予算説明書6ページ、7ページより、8款5項2目公園・緑地づくり費、説明欄

1. 公園施設維持管理事業費の(2)公園修繕事業費の(ア)吉田城址石垣修復、豊橋公園について伺います。

まず、1回目といたしまして、今回補正予算で計上されている石垣修復につきましては、遡れば令和2年度に策定した長寿命化計画に基づいて修復を進めていることを事前に担当課のほうに確認しております。今回の補正予算の執行による、石垣修復の進捗についてお伺いをいたします。

P. 25 金子知永都市計画部長

◎金子知永都市計画部長 吉田城址の石垣は、令和2年度に長寿命化計画を策定する際、目視による調査を行い、AからDの4段階で健全度判定により評価をしております。

令和3年度からは顕著な劣化が認められ、重大な事故につながるおそれのある最も低い健全度D評価の箇所を対象に、修復を進めてまいりました。国の交付金を活用した今回の補正予算により、健全度Dと判定された箇所の修復は、令和7年度に完了する予定でございます。

以上です。

P. 26 久保大司議員

◆久保大司議員 御答弁いただきました。

今回の補正によって、緊急的に修復の必要性のある健全度D判定の箇所については、可決されれば令和7年度中に修復完了すると理解いたしました。

では、2回目といたしまして、先ほどの答弁にもありましたが、健全度D以外の判定を受けた箇所についての対応についてお伺いをいたします。

P. 26 金子知永都市計画部長

◎金子知永都市計画部長 健全度D以外の箇所のうち、健全であるA以外の箇所については、劣化の進行を把握するため、職員により定期的に観察しております。

今後もし引き続き定期的に観察するとともに、修復が必要な場合には、速やかに立入禁止の措置を取った上で、修復等を行い、安全・安心に公園を利用できるよう努めてまいります。

以上です。

P. 26 久保大司議員

◆久保大司議員 答弁いただきました。

健全度Dを中心とした集中的な修繕工事は、一旦令和7年度中に終了予定だが、そのほかの分については引き続き経過観察を含めて実施していくということだったと思います。

その上で、現在の豊橋市は、多目的屋内施設を中心とした豊橋公園東側エリアが注目の的になっておりますが、この長坂市長は豊橋公園内での吉田城100年復元計画も掲げておられます。その吉田城址は、現時点でも日本城郭協会による続日本100名城に認定されており、その目的で来訪される方も多く、豊橋公園の目玉とも言える存在です。今回の石垣修復工事で、さらにその魅力が増すものと推察しますし、引き続き豊橋の歴史が引き継がれて盛り上がる

ような吉田城址の保存計画、果ては長坂市長が構想されている豊橋公園での吉田城復元工事にも期待して、本件の質疑を終わります。
以上です。

P. 26 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 次に、豊田八千代議員。

P. 26 豊田八千代議員

◆豊田八千代議員 それでは、私は議案第3号令和6年豊橋市下水道事業会計補正予算（第2号）についてお伺いをいたします。一問一答でお願いをいたします。

一つ目、ストックマネジメント事業ということで、老朽化対策を計画的に約1.6キロ、合流管で行うということですが、その場所について、どのような場所なのかまずお伺いをいたします。

P. 26 木和田治伸上下水道局長

◎木和田治伸上下水道局長 これまでの調査結果を基に下水道管渠の劣化が進んでいる区間を選定し、中心市街地をはじめとした中島処理区内において実施するものでございます。

以上でございます。

P. 26 豊田八千代議員

◆豊田八千代議員 中心市街地を中心ということでございますので、2回目の質疑に入らせていただきます。

令和6年度なのですがけれども、あと2月、3月ということで、1.6キロ、老朽化対策を行うということをお聞きいたしました。これからのスケジュールについては、どのようにしていくのかについてお伺いをいたします。

P. 26 木和田治伸上下水道局長

◎木和田治伸上下水道局長 管更生の工事につきましては、令和7年度にかけて実施する予定です。

以上です。

P. 26 豊田八千代議員

◆豊田八千代議員 令和7年度ということですか。

それで3回目として、これからのスケジュールも検討されていると思いますが、その点についてはどのようにお考えなのかお聞きいたします。

P. 26 木和田治伸上下水道局長

◎木和田治伸上下水道局長 こちらの事業につきましては、まず計画策定をして、そしてそれに基づいて事業を実施していく予定でございます。

以上でございます。

P. 26 豊田八千代議員

◆豊田八千代議員 計画策定に基づいてスケジュールを決めていくということでございます。

それで、次にお聞かせいただきたいことは、この地域は合流式で行われるわけなのですが、平成15年、下水道法施行令の改正が行われました。合流式下水道の改善について、もろもろ施行令が示されたわけですが、合流式では大変環境によくないということで、分流式並の水質にすることがこの施行令に盛り込まれているということですが、これからの問題もあると思いますが、今までやられていた問題、それから、これからの今後の問題もあると思いますので、その点について、平成15年なわけですからもう20年がたちますので、この問題についてどのように検討をされてきて、また実施しようとされるのかお聞かせいただきたいと思います。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

P. 27 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 議事進行の理由をお願いいたします。本多議員。

P. 27 本多洋之議員

◆本多洋之議員 ただいまの質疑は、今回の補正の範囲外であると思いますので、整理をお願いいたします。

P. 27 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 豊田議員に申し上げます。補正の範囲を踏まえて、質疑を続けてください。

P. 27 豊田八千代議員

◆豊田八千代議員 補正の範囲ということでございますので、今回の補正は令和7年2月、3月にも関わる問題と思います。

それから、この予算案の中に合流管という文字も出ておりますので、その問題については、ぜひこの議案の範囲内ということでございますのでお聞かせいただきたいと思います。

P. 27 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 質疑をもう一度明瞭に。

P. 27 豊田八千代議員

◆豊田八千代議員 改めて、合流管の問題ですが、平成15年にいわゆる合流式下水道の改善のために、下水道法施行令の改正が行われ、15年以降、合流式を分流式並みの水質にすることが盛り込まれたわけですので、今までやってきたこと、それから、これから2月、3月に引き継がれるわけですので、こちら

辺はどのように検討されているのかお伺いをいたします。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

P. 27 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 本多議員。

P. 27 本多洋之議員

◆本多洋之議員 先ほどの答弁で、今回の計画に従ってやっていくという答弁がございましたので、その部分については、今回の予算の範囲外であると思えますので、再度整理をお願いいたします。

P. 27 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 何度も申し上げておりますが、豊田議員、今回の補正予算の範囲内ということでございますので、踏まえて。もし質疑があるようでしたら、継続してください。

P. 27 豊田八千代議員

◆豊田八千代議員 範囲内ということでございますので、私はこの補正予算に示されておるわけですね、この合流管で事業をするということなのですよ。そういうことですよ。だから、それについての質疑は、どのような理由で議事進行をかけられるのか少し理解に苦しむのですが。議長、そこら辺、私、整理をさせていただきたいのですけれど、この議事進行のその理由というのに、ぜひどうしてそうなるのかと・・・

P. 27 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 ストックマネジメント事業費は、示されているとおり5億2,700万円。管渠ストックマネジメントの事業費として、また合流管を使ってということが示されております。

今回のこの内容というのは何かというと、補正予算でありますので、補正の対象、目的ですとか、そういうところがふさわしいというのは御存じのはずです。それを踏まえて、質疑を続けてください。ないようでしたら終了で結構です。

P. 27 豊田八千代議員

◆豊田八千代議員 分かりました。それでは、質疑を続けます。

今の3回目の御答弁の中で、スケジュール、計画に基づいてやられるということですので、これはここで置きますけれども、具体的にはやられてきたということで理解させていただきます。

以上、この1回目のこの一つ目の質疑は終わりたいと思います。

次に、(2)ポンプ場ストックマネジメント事業費600万円のオ。菰口ポンプ場ほかストックマネジメント計画策定委託という項目がございますが、この計画策定の内容についてお聞かせいただきたいと思います。

P. 28 木和田治伸上下水道局長

◎木和田治伸上下水道局長 ポンプ場の老朽化を調査いたしまして、維持管理・改築を行うための計画として、令和8年度から12年度の5年間に改築・更新を行うストックマネジメントの実施計画となります。

以上です。

P. 28 豊田八千代議員

◆豊田八千代議員 今のお答で、令和8年から12年にかけて改築されるという、そういう計画策定ということで理解いたしました。これはこれで終わりたいと思います。

それでは三つ目の質疑、処理場ストックマネジメント事業費1,700万円でございます。イとして、豊南処理場ポンプ施設改築工事、ウとして豊南処理場ほかストックマネジメント計画策定委託ということでございますので、その内容についてお聞かせください。

P. 28 木和田治伸上下水道局長

◎木和田治伸上下水道局長 豊南処理場のポンプ設備改築工事につきましては、処理場に設置されています老朽化が著しい返送汚泥ポンプ1台の取替えを行うものでございます。

そして、ストックマネジメント計画策定委託につきましては、先ほどの処理場と同様に、老朽化を調査し、維持管理・改築を行うための計画として令和8年度から12年度の5か年に改築工事を行うストックマネジメントの実施計画を作成するものでございます。

以上でございます。

P. 28 豊田八千代議員

◆豊田八千代議員 それぞれお聞かせいただきました。老朽化の取替えということで調査して進められるということでございますので、ぜひこれから下水道問題、大変震災対策など必要でございますので、しっかりやっていただきたいことを期待して、以上で終わります。

P. 28 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 以上で、通告による質疑は終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

P. 28 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 質疑なしと認め、以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております各案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ござい

ませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

P. 28 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 御異議なしと認め、そのように決定いたしました。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

P. 28 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 討論なしと認め、以上で討論を終わります。

これより採決に入ります。

議案第1号から議案第3号までの以上3件を一括採決いたします。

各案は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

P. 28 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 御異議なしと認めます。したがって、各案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第7. 報告第1号専決処分の報告についてから日程第10. 報告第4号専決処分の報告についてまでの4件を一括議題といたします。
直ちに報告を求めます。財務部長。

P. 28 朽名栄治財務部長

◎朽名栄治財務部長 それでは、私からは報告第1号及び第3号について、説明をいたします。

報告の5ページをお願いいたします。

報告第1号専決処分の報告についてでございます。

これは、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、専決処分をしたものでございます。

専決処分の内容でございますが、令和6年第40号議決をいただいております豊橋市立高等学校校長寿命化改良工事につきまして、契約価格を9億750万円から9億714万3,600円に変更したものでございます。

6ページの参考資料に、変更理由、主な変更内容等が記載してございますので、御参照いただきたいと思います。

次に、報告第3号について御説明いたします。

報告の8ページをお願いいたします。

報告第3号債権放棄の報告についてでございます。

これは、豊橋市債権管理条例第6条の規定により、債権を放棄いたしましたので、報告するものでございます。

1、債権の内訳及び放棄事由でございます。

子育て支援課で児童扶養手当返還金などが30万1,420円、保健医療企画課で休日夜間急病診療所使用料などが6万8,060円。

9ページをお願いいたします。

住宅課で住宅使用料などが206万4,619円、医事課で入院収益などが1,479万2,333円、営業課で水道料金が317万2,148円、保健給食課で学校給食費が30万8,524円となっております。

放棄の事由につきましては、表の右側の欄にそれぞれ記載してございます。また、債権放棄日は、2にありますように、令和6年12月27日でございます。

以上で説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

P. 29 山本高敬建設部長

◎山本高敬建設部長 私からは、報告第4号について御説明いたしますので、追加議案の報告の1ページをお願いいたします。

報告第4号専決処分の報告についてでございます。

相手方は、市からの再三にわたる家賃及び駐車場使用料の支払催告にもかかわらず、多額の家賃等を滞納しているため、市営住宅の明渡し及び滞納家賃等の支払いを求める訴えを、名古屋地方裁判所豊橋支部へ提起したものでございます。

専決年月日、相手方につきましては、専決処分内容の表の記載のとおりでございます。

以上でございます。

P. 29 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 なお、報告第2号につきましては既に報告書を配付してありますので、報告を省略いたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

P. 29 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 質疑なしと認め、以上で質疑を終わります。

これをもちまして、報告を終わります。

P. 29 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 以上で、本臨時会に付議された事件の審議は、全て終了いたしました。

閉会に当たり一言御挨拶を申し上げます。

本臨時会に付議されました諸議案につきましては、熱心な審議がなされ、ここに閉会の運びとなりましたことに対しまして、感謝を申し上げます。誠にありがとうございました。

以上をもちまして、豊橋市議会臨時会を閉会いたします。

午後1時29分閉会

以上のとおり会議の次第を記録し、これを証するため署名する。

豊橋市議会議長

伊藤篤哉

豊橋市議会議員

梅田早苗

豊橋市議会議員

鈴木みさ子